

平成29年度  
教育に関する事務の点検・評価  
報告書（概要版）

平成30年9月

寝屋川市教育委員会

# 点検・評価方法

## 1 趣旨

効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条に基づき、教育に関する事務の点検・評価を行うものです。

### 【参考】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第 26 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

## 2 点検・評価の対象

点検評価の対象は、『寝屋川市教育大綱実施計画』の推進体制に基づいて実施した、平成 29 年度の主な事業としており、実施計画の進行管理を意識した取組とします。

### 【参考】 教育大綱実施計画（H27～H30）

教育大綱が示す基本理念の実現に向け、施策・事務事業等を戦略かつ総合的に示した実施計画であり、第五次寝屋川市総合計画との整合を意識した取組としている。

## 3 点検・評価の方法

- (1) 点検・評価に当たっては、教育大綱重点取組を構成する具体的な取組内容ごとの取組実績等を分析し、教育大綱重点取組における取組指標の達成度を明らかにするとともに、評価を示すこととします。
- (2) 点検・評価に当たっては、教育委員会に「教育行政事務の点検及び評価に関する会議」を設け、点検・評価を行いました。また、客観性を確保するため、教育に関し学識経験を有する方にも会議に入ってください、御意見や御助言をいただきます。

### 【学識経験者】

帝塚山大学	中川 幾郎	名誉教授
兵庫県立大学	竹内 和雄	准教授

寝屋川市教育大綱推進体制一覧表

教育大綱 4つの基本方針	教育大綱重点取組	総合評価	総合計画における構成取組（平成29年度）	評価
<b>生きる力、学ぶ力を育む</b>	小中一貫教育の推進 (特色ある中学校区づくり)	A	小中一貫教育推進事業	A
			小中一貫校の設置事務	A
			寝屋川教育フォーラム開催事業	A
			教育関係職員研修事業	A
			ドリームプラン推進事業	B
	自ら学ぶ力の育成	A	英検受験料補助事業	A
			外国人英語講師派遣事業	A
			イングリッシュプレゼンテーションコンテスト	A
			英語村（英語力向上プラン）事業	A
			I C T教育推進事業	A
			中学校休業日等学習支援事業	A
			少人数教育推進事業	A
			少人数学級推進事業	A
			学力向上支援人材事業	A
			学習到達度調査事業	A
教育相談事業	B			
教育活動支援人材活用事業	A			
児童生徒支援人材派遣事業	A			
スクールソーシャルワーカー配置事業	A			
スクールカウンセラー配置事業	A			
特色ある就学前教育の推進	A	特色ある幼稚園づくり事業	A	
		子育てステップ活用事業	A	
		地域人材活用事業	A	
<b>安心して学べる環境で育む</b>	教育環境の支援・充実	A	小学校給食運営事業	A
			小学校調理業務委託事業	A
			中学校給食運営事業	A
			義務教育就学援助事業	A
			旧明德小学校設備管理事務	B
			私立幼稚園園奨励費補助金支給事業	A
			通学路安全対策事業	A
	教育環境の整備	A	プール改修事業	A
			屋内運動場改修事業	A
			小中学校施設改修事業	A
<b>地域の絆で育む</b>	地域教育力の活性化	A	地域教育協議会活動推進事業	A
			学校安全体制整備推進事業	A
			ねやがわ子どもフォーラム事業	A
			家庭教育サポートチーム派遣事業	A
			家庭教育学級事業	B
			子どもへの暴力防止プログラム	A
	学校支援地域本部事業	A		
	青少年の健全育成	A	放課後子供教室推進事業	A
			留守家庭児童会児童健全育成事業	A
			青少年リーダー育成事業	B
青少年の居場所づくり事業			A	
成人式事業	A			
青少年健全育成事業	A			
<b>生涯の学びを育む</b>	文化芸術の振興	A	アルカスホール管理	A
			文化施策振興事業	A
	スポーツ活動の振興	A	生涯スポーツ事業	A
			競技スポーツ事業	A
			市民体育館管理運営事業	A
	学習活動の充実	A	日本語よみかき促進事業	B
			成人教育講座事業	A
			まちのせんせい活用事業	A
			生涯学習推進調整事務	A
			学び館管理事業	A
			利用者サービス事業	A
			I C T化推進事業	A
			子ども読書活動推進事業	A
読書普及啓発事業	B			
障害者・高齢者・多文化サービス事業	A			



教育大綱重点取組

小中一貫教育の推進（特色ある中学校区づくり）

教育大綱重点取組を推進する体制（構成取組）

①小中一貫教育推進事業	A	②小中一貫校の設置事務	A	③寝屋川教育フォーラム開催事業	A
④教育関係職員研修事業	A	⑤ドリームプラン推進事業	B		

教育大綱実施計画における取組概要（平成 27 年度～平成 30 年度）

平成17年度から小中一貫教育の下、各中学校区において9年間で目指す子ども像を明確にし、特色ある中学校区づくりを推進する中で、子どもたちの学力、心力、体力の向上を図っている。

これまでの取組の成果や法改正の動き、国における調査報告等を踏まえ、家庭・地域等との連携の下、更なる小中一貫教育の推進を図る。

アドバイザーからの意見

- ・ 学力や体力の着実な向上から、寝屋川市の児童生徒がまじめに取り組んでいる様子が伺える。学力や体力の向上に伴い、心の体力（心力）が上がってきているといえる。これらの結果は、これまでの継続的な取組の成果の表れであり、また、教員の頑張りも大きいと考えられ、自信をもって、今後も児童生徒の指導をしていただきたい。
- ・ ドリームプラン推進事業については、取組自体は充分であるが、ドリームプランの取組なのか、学校の取組なのか保護者の方にわかりにくいところがあるのではないか。アンケートの質問方法を検討するなどし、より家庭や地域への周知の工夫が必要である。

総合評価

**A** これまでの小中一貫教育の成果と課題を踏まえ、次なる小中一貫教育の柱として「学びの連続性」、「指導体制の一体化」に重点を置き、子どもたちの学力・心力・体力の向上を図り、各事業を推進した。

また、第四中学校区における施設一体型小中一貫校の平成 34 年度開校に向け、ワークショップや市民との意見交換会等を実施し、建設方針を策定するなど、義務教育全体の質を高める小中一貫教育の推進を図った。

## 教育大綱重点取組

### 自ら学ぶ力の育成

#### 教育大綱重点取組を推進する体制（構成取組）

①英検受検料補助事業	A	②外国人英語講師派遣事業	A	③イングリッシュプレゼンテーションコンテスト	A
④英語村（英語力向上プラン）事業	A	⑤ICT教育推進事業	A	⑥中学校休業日等学習支援事業	A
⑦少人数教育推進事業	A	⑧少人数学級推進事業	A	⑨学力向上支援人材事業	A
⑩学習到達度調査事業	A	⑪教育相談事業	B	⑫教育活動支援人材活用事業	A
⑬児童生徒支援人材派遣事業	A	⑭スクールソーシャルワーカー配置事業	A	⑮スクールカウンセラー配置事業	A

#### 教育大綱実施計画における取組概要（平成27年度～平成30年度）

児童生徒の学力向上を図るため、少人数教育の推進、ICTを活用した授業、放課後などの学習の場の充実、生活改善などを通して、きめ細かな指導を実現することで、学ぶ習慣・意欲の向上、学力向上を目指す。また、英語村事業、外国人英語講師の配置、英検受検料の補助、イングリッシュプレゼンテーションコンテスト等により、英語力の向上に努めるとともに、児童生徒の国際理解を深め、コミュニケーション力の育成を図る。さらに、支援人材等を有効活用することで、不登校、いじめ等の問題行動の早期発見・早期対応を図るとともに、未然防止のための開発的生徒指導を推進する。市立学校の教職員の資質向上を図り、学校教育内容の充実に努める。

#### アドバイザーからの意見

- 英語教育に関して、様々な事業に取り組んでおり、英検 Jr. の受検率が高いこと、6年生の受検率が100%であることや、イングリッシュプレゼンテーションでの先輩の姿に憧れ、自分の目標となったとの感想があることは非常に評価できる。今後も成果を発表する場や賞を増やすことなども含め、児童生徒の更なる意欲向上に向けた取組の推進を期待する。また、他の地道な取組についてのPRも必要である。
- 児童生徒支援人材派遣事業について、不登校対策に有効な事業であり、各校2名配置されている現状は大いに評価すべきである。他にも多様な人材が学校に配置され、教職員との連携により組織的な生徒指導体制の充実が図られていることも評価できる。今後も連携し、学校現場の負担軽減に努めていただきたい。

#### 総合評価

**A**

外国人英語講師の配置や英語村等による本物の英語を通じたコミュニケーション活動の推進や小・中学校での新学習指導要領を先行実施した授業づくりの推進により、児童生徒の学ぶ意欲が向上するとともに実際のコミュニケーションの場面で活用できる英語力の育成が図られた。

また、これまでに配備したICT機器を効果的に活用することで、新学習指導要領に示された「主体的・対話的で深い学び」の充実を目指した授業改善が進むとともに、児童・生徒のICT機器活用能力も着実に向上してきている。

中学校休業日等学習支援事業の拡充では、全中学生への学ぶ機会の提供が図られており、学力の向上、自学自習力の向上が図られている。

子どもたちを取り巻く諸問題に対し、スクールソーシャルワーカーの配置を通して、教員やスクールカウンセラー・児童生徒支援人材等の活用や関係諸機関との連携が進むなど、「チーム学校」として組織的な生徒指導体制の充実が進んだ。

## 教育大綱重点取組

### 特色ある就学前教育の推進

#### 教育大綱重点取組を推進する体制（構成取組）

①特色ある幼稚園づくり事業	A	②子育てステップ活用事業	A	③地域人材活用事業	A
---------------	---	--------------	---	-----------	---

#### 教育大綱実施計画における取組概要（平成 27 年度～平成 30 年度）

異年齢交流や年齢に応じた体力づくり等を推進する「特色ある幼稚園づくり事業」や、幼児の成長と保護者の子育てを支援する「子育てステップ」の活用、地域社会との連携を深める「地域人材活用事業」の実施などにより、特色ある就学前教育を推進する。

#### アドバイザーからの意見

- ・ 現在、家庭における未就学児に対する読み聞かせ等については、タブレットを見せるだけなどの懸念があり、アナログ的な取組の重要性は増している。今後も、乳幼児を対象とした人と関わる取組が必要であると考えられるため、事業の発展について検討いただきたい。

#### 総合評価

A

絵本の読み聞かせや遊びを通じた未就園児との交流、スポーツを通じた小学生との交流等の異年齢間交流の推進を図った。他の幼稚園や小中学生、未就園児、地域の方と計画的に交流を行うことで、心の成長につながった。また、「保育所園・こども園・幼稚園連携の集い」、「教育研究員活動」等により教員の連携及び情報共有を通して、小学校への円滑な接続に取り組んだ。

教育大綱重点取組

教育環境の支援・充実

教育大綱重点取組を推進する体制（構成取組）

①小学校給食運営事業	A	②小学校調理業務委託事業	A	③中学校給食運営事業	A
④義務教育就学援助事業	A	⑤旧明德小学校設備管理事務	B	⑥私立幼稚園就園奨励費補助金支給事業	A
⑦通学路安全対策事業	A				

教育大綱実施計画における取組概要（平成 27 年度～平成 30 年度）

経済的事情によって幼稚園、小学校、中学校への就学（園）が困難な子どもの保護者に対して必要な援助を行い、より円滑な就学（園）を支援するとともに、通学路の安全対策の実施や栄養バランスのとれたおいしい学校給食の提供により子どもたちの安全と健康をサポートする。

アドバイザーからの意見

- ・ 小学校給食でのアレルギー対応は大変重要な案件であるため継続していただきたい。

総合評価

**A** 幼稚園、小・中学校の園児・児童・生徒が安心して学べる教育環境の充実  
は、刻々と変化する社会情勢を踏まえ、様々な施策を実施する必要がある。  
そのような中、義務教育就学奨励費の入学準備金の支給対象者の変更や安全・  
安心な学校給食の提供等を確実にを行い、より良い学習環境となるための  
体制づくりが行われた。

## 教育大綱重点取組

### 教育環境の整備

#### 教育大綱重点取組を推進する体制（構成取組）

①プール改修事業	A	②屋内運動場改修事業	A	③小中学校施設改修事業	A
----------	---	------------	---	-------------	---

#### 教育大綱実施計画における取組概要（平成 27 年度～平成 30 年度）

児童生徒が安全で快適な学校生活が送れるよう、プール改修事業、屋内運動場改修事業、小中学校施設改修事業等に取り組み、教育環境の充実を目指し、計画的に学校施設の整備に取り組む。

#### アドバイザーからの意見

- ・ 学校におけるハード面の整備を充実させることは、児童生徒の落ち着き、貧困家庭の児童の登校など良い影響を与えるため、これからもしっかりと取り組む必要がある。
- ・ 全国的に児童生徒の問題行動が SNS を介したものに变化しており、目に見えにくい課題が多くなっている。寝屋川市はこれまで様々な施策を推進し、現状は落ち着いた状況にあるため、これまでの細やかな施策を継続していただきたい。

#### 総合評価

A

学校施設の経年劣化対策として、引き続きプール、屋内運動場の屋根・床、校舎棟トイレを洋式等に改修し、児童生徒が安全で快適に学べるとともに、避難所としての役割を果たせるよう教育環境を整備していく必要がある。

また、校舎棟トイレを洋式等改修については平成 30 年度、プール改修、屋内運動場の屋根・床改修については平成 36 年度をもって事業完了となるため、今後の取組事業については、公共施設等総合管理計画に基づく個別計画の策定内容を踏まえて適時見直しを図る必要がある。

## 教育大綱重点取組

### 地域教育力の活性化

#### 教育大綱重点取組を推進する体制（構成取組）

①地域教育協議会活動推進事業	A	②学校安全体制整備推進事業	A	③ねやがわ子どもフォーラム事業	A
④家庭教育サポートチーム派遣事業	A	⑤家庭教育学級事業	B	⑥子どもへの暴力防止プログラム	A
⑦学校支援地域本部事業	A				

#### 教育大綱実施計画における取組概要（平成 27 年度～平成 30 年度）

地域コミュニティを更に活性化するために、講演会やイベント、子ども安全見守り隊等を活用し、学校・家庭・地域・行政が連携して社会全体で子どもを守る環境を構築する。

また、子育て等に不安や悩みを抱える保護者に対し、家庭教育サポーターを派遣し、支援を行うことや、講演会等を通じて、学校・家庭・地域の在り方を考える機会を提供する。

#### アドバイザーからの意見

- ・ 家庭教育サポートチーム派遣事業については、教員以外の方が子どもの問題に対応している回数としては大変多く、寝屋川市の児童生徒が落ち着いている現状に大きな影響があると考える。
- ・ 子どもへの暴力防止プログラムについて、ネットを通じた被害に対する内容も取り上げることを検討していただきたい。

#### 総合評価

**A** 子育てに不安や悩みを持つ保護者に対して、訪問型支援や講座・講演会を通じて、子育てへの不安等の解消を図るとともに、学校と連携したサポート体制を継続して実施した。

学校・家庭・地域と行政が、連携して社会全体で「子どもを守る」ことの重要性を認識し、見守り活動や地域パトロールを実施した。また、「社会マナー」を学ぶ事業として、自転車利用のマナー教室や茶道教室など、礼儀礼節をも学ぶ機会を提供した。

教育大綱重点取組

青少年の健全育成

教育大綱重点取組を推進する体制（構成取組）

①放課後子供教室推進事業	A	②留守家庭児童会児童健全育成事業	A	③青少年リーダー育成事業	B
④青少年の居場所づくり事業	A	⑤成人式事業	A	⑥青少年健全育成事業	A

教育大綱実施計画における取組概要（平成 27 年度～平成 30 年度）

全ての児童にとって安全・安心な放課後の居場所づくりを推進するため、「放課後子供教室事業」及び「留守家庭児童会事業」を実施する。

子ども・子育て支援新制度により対象児童が小学 6 年生までに拡充されたことを受け、入会児童の増加に伴う、環境整備を実施する。

市内在住・在学の小学生からおおむね 30 歳までの若者が、社会体験、ボランティア活動やキャンプ活動を通じて、次代を担う青少年リーダーを育成する。

中学生以上の青少年が、安全・安心に集える場所として青少年の居場所を増設する。

アドバイザーからの意見

- ・ 今後とも各事業の推進に努めていただきたい。

総合評価

A	<p>留守家庭児童会については、更なる保育サービスの向上のため、土曜開所に関する保護者へのニーズ調査を実施した。</p> <p>放課後子ども総合プランを積極的に推進し、モデル校を 6 校から 12 校に拡充するなど、全小学校への導入を見据えた事業を展開した。</p>
---	---

## 教育大綱重点取組

### 文化芸術の振興

#### 教育大綱重点取組を推進する体制（構成取組）

①アルカスホール管理

A

②文化施策振興事業

A

#### 教育大綱実施計画における取組概要（平成 27 年度～平成 30 年度）

地域交流や文化振興の拠点としてアルカスホールをより一層活用するとともに、文化に関するきめ細かな情報発信を行い、文化振興のための環境づくりを推進する。

また、活動・発表・鑑賞の機会の充実を図るとともに、文化芸術活動を担う人材の育成や新たな参加者の確保など、文化芸術活動の活性化を図る。

#### アドバイザーからの意見

- ・ 文化芸術基本法の制定を踏まえて、文化芸術に関する施策の推進を図る必要がある。
- ・ アルカスホール管理について、文化芸術基本法で劇場なども準社会教育施設として規定されており、今後、教育的機能を期待されているため、市民のための教育的な視点での事業実施の提案を指定管理者から受けていただきたい。施設の稼働率（61.8%）としては、全国平均（約 40%）から見ても極めて高い水準にあるため、維持していただきたい。

#### 総合評価

A

多種多様な文化振興事業の実施や地域交流の拠点としてアルカスホールを活用することで、市民の活動・発表・鑑賞の機会の充実を図り、文化に関する情報提供を行うとともに、団体などを育成・支援するなど、市民が自主的に文化活動を行うための環境づくりを推進することができた。また、囲碁・将棋の講座を開催することで、子どもたちの健全育成に寄与することができた。

## 教育大綱重点取組

### スポーツ活動の振興

#### 教育大綱重点取組を推進する体制（構成取組）

①生涯スポーツ事業	A	②競技スポーツ事業	A	③市民体育館管理運営事業	A
-----------	---	-----------	---	--------------	---

#### 教育大綱実施計画における取組概要（平成 27 年度～平成 30 年度）

誰もがそれぞれのライフスタイルや目的に合わせ、生涯にわたり、スポーツに親しめる環境の充実を図るとともに、競技スポーツの普及、競技力向上を目指した取組を推進する。

#### アドバイザーからの意見

- ・ 今後とも各事業の推進に努めていただきたい。

#### 総合評価

**A**

生涯スポーツ・競技スポーツに関わらず、市民がスポーツに親しむ機会や学ぶ機会を充実し、本市スポーツの振興を図ることができた。また市民体育館の修繕を始めスポーツ環境の整備にも積極的に取り組むことができた。

今後は、更に様々なスポーツを体験する機会の充実を図り、第 2 期スポーツ基本計画に基づき、成人の週 1 回以上のスポーツ実施率を 3 人に 2 人に、週 3 回以上のスポーツ実施率を 3 人に 1 人となるような施策の検討、並びに市民体育館を含めた社会体育施設において、利用者が安全に快適に活動できるよう引き続き、環境整備にも努めていく。

教育大綱重点取組

学習活動の充実

教育大綱重点取組を推進する体制（構成取組）

①日本語よみかき促進事業	B	②成人教育講座事業	A	③まちのせんせい活用事業	A
④生涯学習推進調整事務	A	⑤学び館管理事業	A	⑥利用者サービス事業	A
⑦ICT化推進事業	A	⑧子ども読書活動推進事業	A	⑨読書普及啓発事業	B
⑩障害者・高齢者・多文化サービス事業	A				

教育大綱実施計画における取組概要（平成27年度～平成30年度）

誰もが、いつでも、どこでも学習活動に取り組むことができる学習の場を整備するとともに、幅広い学習情報を提供し、学習機会の確保に取り組む。  
また、地域人材の養成や市民が学び得た成果を通じて地域に還元していく取組を進める。

アドバイザーからの意見

- ・ 利用者サービス事業の成果としては、図書館の根幹業務であるレファレンス件数の推移を注視する必要がある。また、図書館の各事業について、事業に関わるボランティアの実働者数等の把握についても検討していただきたい。
- ・ 昨今は、ネット等の影響もあり、読書の習慣が減ってきている。子ども読書活動推進事業により、今後も、アナログ型の小さい時から活字に触れる機会の提供に努めていただきたい。

総合評価

**A** 市民ニーズを的確に捉えた生涯学習活動の場が提供できている。成人教育講座においては、生涯にわたった活動につながる取組ができた。また、まちのせんせいの活用においては、日常の活動とともにPRを兼ねた取組を行い、今後の更なる取組につながる基礎固めを行った。  
学び館の運営については、開館2年目となり、着実に利用者の増加が見られ、また指定管理者の運営にも落ち着きを見せている。  
図書館運営全般については、数値的な伸びは見えないものの、第2次子ども読書活動推進計画に基づき、新たな取組を行うなど、読書推進に努めることができた。